

羽黒中央公園指定管理者募集要項

令和 2 年 10 月

愛知県犬山市

目次

1	施設の概要	
(1)	名称	1
(2)	設置目的	1
(3)	施設の規模等	1
(4)	施設の利用状況	1
(5)	利用料金	1
(6)	ネーミングライツ（施設等の命名権付与）	2
2	募集の内容	
(1)	指定管理者が行う業務	2
(2)	指定管理者が行う管理の基準	2
(3)	リスク分担	2
(4)	指定の期間（予定）	2
(5)	業務に必要な経費等	2
(6)	募集及び選定の方法	2
(7)	公募の周知	2
3	申請に係る事項	
(1)	指定管理者の申請資格	3
(2)	申請手続等	4
(3)	業務計画書等の作成	6
4	審査及び指定管理者候補者の選定に係る事項	
(1)	審査及び指定管理者候補者の選定の流れ	6
(2)	審査の方法	7
5	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項	
(1)	指定管理者の候補者の選定	7
(2)	指定管理者の指定	7
(3)	指定管理者との協定締結	8
6	業務の適正な実施に関する事項	8
7	業務の継続が困難となった場合等の措置について	
(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合等	8
(2)	その他の事由により業務の継続が困難となった場合等	8
8	申請に関する留意事項	
(1)	審査の対象又は優先交渉者からの除外	8
(2)	業務開始前における指定の取消し	9
(3)	申請書類等の取り扱い	9
(4)	費用負担	9

(5) 言語、通貨及び単位	9
(6) ネーミングライツ（施設等の命名権付与）	9
(7) その他	10
9 事業実施状況のモニタリング（監視）等	
(1) モニタリング（監視）、評価の実施及び結果の公表	10
(2) 指定の取消し等	10
10 問い合わせ先及び各種書類の提出先	11

羽黒中央公園指定管理者募集要項

犬山市は、羽黒中央公園について、より効果的で効率的な管理運営を進め、市民サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、犬山市都市公園条例（平成 12 年条例第 14 号。以下「条例」という。）及び犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 12 号）の規定に基づき、以下のとおり羽黒中央公園の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

羽黒中央公園（愛称：ハグスポ）

(2) 設置目的

羽黒中央公園及び園内施設である犬山市体育館は、次の理念又は方針のもと設置されたものです。

ア 羽黒中央公園

基本方針〔犬山市（仮称）羽黒中央公園基本設計（平成 23 年）〕

＜整備テーマ＞

こころとからだの健康を育む 緑豊かなスポーツ公園

＜計画基本方針＞

- 1 本市のスポーツ機能の中核である「犬山市体育館」の機能を継承し利便性を高めた体育館を公園の中心に据える。
- 2 住区基幹公園の機能に加え、市域全体からの利用者誘致を円滑に行えるよう、駐車場などの施設を充実させる。
- 3 市街地にあつて、潤いのある景観を提供していく。
- 4 近傍に立地する「するすみふれあい広場」、「市民プール」（平成 25 年用途廃止）および「市民文化会館」等と連携し、機能補完と相乗効果の発揮を図る。

イ 犬山市体育館（愛称：エナジーサポートアリーナ）

新体育館の基本理念〔犬山市新体育館基本計画（平成 22 年）〕

＜基本理念＞

- 多様化、増大化する市民ニーズに応え、市民の元気を創出する施設とする。
- 市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の支えとなる施設とする。

＜展開＞

- 1 健康で自分らしく生きる ～ 健康市民“犬山”における市民の健康増進拠点 ～
- 2 地域や県レベル規模のスポーツ・イベント開催拠点
- 3 総合型地域スポーツクラブの活動拠点

(3) 施設の規模等

「羽黒中央公園管理運営に関する業務仕様書」参照

(4) 施設の利用状況

資料「モニタリング結果及び評価表（平成 28 年度～平成 30 年度）」参照

(5) 利用料金

資料「現行料金表」及び「施設使用料（令和 3 年 4 月 1 日施行）」参照

(6) ネーミングライツ（施設等の命名権付与）

羽黒中央公園内の犬山市体育館では、平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、エナジーサポート株式会社（愛知県犬山市）をネーミングライツパートナー（以下、「パートナー」という。）としてネーミングライツを導入しています。

期間満了後も、継続してネーミングライツを導入予定です。（パートナー及び愛称は未定）

このため、指定管理者は、犬山市とパートナーが締結した契約に従い、看板、ウェブページ、広報チラシ等において、愛称を施設の名称として使用するなどの必要があります。

なお、羽黒中央公園の愛称は市民公募による命名であり、特段の制限・制約は受けません。

2 募集の内容

(1) 指定管理者が行う業務（以下「指定管理者業務」という。）

「羽黒中央公園管理運営に関する業務仕様書」参照

(2) 指定管理者が行う管理の基準

ア 関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業関係法令並びに条例及び条例に基づく規則等の規定を遵守し、誠実に指定管理者業務を行うこと。

イ 羽黒中央公園を利用しようとする者に対して不当な差別的取扱いをしないこと。

ウ 指定管理者業務に関連して取得した個人に関する情報その他の情報を適切に取り扱うこと。

エ アからウのほか、業務及び管理の基準の詳細は、羽黒中央公園管理運営に関する業務仕様書により定めます。

(3) リスク分担

「羽黒中央公園管理運営に関する業務仕様書」参照

(4) 指定の期間（予定）

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(5) 業務に必要な経費等

犬山市都市公園条例第 21 条に規定する利用料金及び犬山市が指定管理者に支払う経費（以下「指定管理料」という。）をもって、業務を行うものとします。犬山市は、羽黒中央公園の管理運営に必要な経費として、予算額の範囲内で年度ごとに指定管理料を支払います。この場合の支払時期や方法その他細目的事項については、協議の上決定し、年度別協定で定めます。

金額の確定後は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は認めないこととします。

なお、指定期間における指定管理料の合計金額は、553,685,000 円（税込）を上限額とします。

(6) 募集及び選定の方法

公募型プロポーザル方式

(7) 公募の周知

ア 犬山市内掲示板

イ 犬山市ホームページ・犬山市広報

ウ 犬山記者クラブ加盟報道各社

エ 民間事業者が運営する公募情報公開ウェブサイト

オ 建設業界紙

3 申請に係る事項

(1) 指定管理者の申請資格

指定管理者の指定を申請することのできるものは、指定期間中に羽黒中央公園を安全円滑に管理運営することのできる法人又は複数の法人が共同する団体（以下「共同体」という。）であることとします。

個人での申請はできません。

なお、申請するすべての法人が次に掲げるアからコまでのすべての要件を満たす必要があるものとします。

また、共同体を構成する法人は、指定管理業務の履行及び指定管理業務に附帯する事業の実施に伴い当該共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとします。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定により犬山市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないものでないこと、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により犬山市の契約に係る指名停止要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人・支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員に、次の①から②のいずれかに該当する者がいないこと。

① 破産者で復権を得ない者

② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。

① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）

③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

オ 過去3年間にわたり犬山市税、愛知県税及び国税のうち、犬山市が指定するものを滞納している者でないこと。

カ 犬山市契約規則（昭和40年規則第21号。以下「規則」という。）第5条第2項に規定する資格者名簿に登載され、かつ、実施事業に係る業種、品目等についての登録が認められた者であること。ただし、規則第5条第1項の規定による資格要件の審査基準を満たすことが確認できる者は、この限りでない。

キ 実施事業を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合は、それらの要件を満たすことが確認できる者であること。

ク 申請書の提出期限の日から指定管理者候補者の選定の日までにおいて、犬山市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていない者であること。

ケ 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月28日締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。

コ 指定管理者の責に帰すべき事由により、3年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。(必要な措置の実施について、労働基準監督署に報告している者を除く)

(2) 申請手続等

申請は、次の必要な書類を作成のうえ提出してください。

なお、共同体による申請の場合には、「イ 申請書類」のうち次の書類は、構成員であるすべての法人のものを提出してください。

- ③定款、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類のすべての書類
- ④法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑤申請資格を有していることを証する書類のうち(ア)及び(イ)
- ⑥申請団体の財務の状況を示す書類のすべての書類
- ⑦管理に係る業務の計画書のうち(イ)

ア 提出部数

申請書類は、原本1部、副本(原本の写し)10部を提出してください。

原本のみ押印し(袋とじや割印をする必要はありません)、副本には原本証明をしてください。なお、原本、副本とも申請書類提出確認書(様式第2)に記載の順に、目次を作成し、通番のページ数を設定し、インデックスを付け、二穴綴じファイルに綴じる(選定結果通知用封筒一式を除く)とともに、ファイルの表紙及び背表紙に申請者及び申請する公の施設の名称を明記してください。

イ 申請書類

- ①指定管理者指定申請書……(様式第1)
- ②申請書類提出確認書……(様式第2)
- ③定款、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
 - (ア)法人概要……(様式第4)
 - (イ)定款、規約又はこれに準ずる書類
 - (ウ)法人の目的、組織及び運営の方法を示す書類(パンフレット等。任意作成可)
- ④法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- ⑤申請資格を有していることを証する書類
 - (ア)法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税(愛知県)、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税(愛知県)、自動車税種別割(愛知県)、法人市民税(犬山市)及び固定資産税・都市計画税(犬山市)及び地方消費税に関する納税証明書(直近3年分)
 - ※未納税額のないことの証明用で発行したものでも可
 - ※納税義務がない場合は、納税義務がないことの申出書
 - (イ)代表者等名簿……(様式第5)
 - ※「犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料とします。
 - (ウ)誓約書……(様式第6)
 - ◆以下の(オ)～(キ)の書類は、共同体による申請の場合のみ提出必要
- (オ)共同体構成員届……(様式第7)
- (カ)羽黒中央公園指定管理業務に関する共同体協定書(写し)……(様式第8)
- (キ)委任状……(様式第9)

※犬山市は、指定管理業務及び指定管理業務に附帯する事業（以下「指定管理業務等」という。）におけるすべての行為を共同体の代表者に対して行うものとし、犬山市は当該代表者に対して行ったすべての行為は、共同体を構成するすべての構成員に対して行ったものとみなします。また、共同体は犬山市に対して、指定管理業務等におけるすべての行為について、当該代表者を通じて行わなければなりません。

⑥申請団体の財務の状況を示す書類（申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類）

(ア) 申請書を提出する日の属する事業年度及び前事業年度に関する収支計算書

(イ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び財産目録又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）

(ウ) 財務状況推移表……（様式第10）

⑦管理に係る業務の計画書（業務計画書）

(ア) 様式A 事業実施の基本方針

(イ) 様式B 主要業務実績一覧

(ウ) 様式C 維持管理計画

(エ) 様式D 利用者サービス・利用促進

(オ) 様式E 自主事業

(カ) 様式F 地域連携・地域貢献

(キ) 様式G 行政等への協力

(ク) 様式H 社会的価値・社会貢献

(ケ) 様式I 実施体制・事業の継続性の確保

(コ) 様式J・K 職員体制

※各様式2枚目以降は、「共通様式」を使用してください（様式B・E・Kを除く）

⑧管理に係る収支の計画書（収支計画書）

様式L・M 管理運営収支計画書（提案価格）

⑨その他市長等が必要と認める書類等

(ア) 指定管理者指定申請書総括表……（様式第1-1）

(イ) 選定結果通知用封筒一式

※定型封筒（長形3号）に選定結果通知の送付先を明記し、切手（84円）を貼付したものを1通

ウ 施設見学会及び質問受付等の実施及びスケジュール

①施設見学会の開催

日時：令和2年10月26日（月）午前10時30分から

集合場所：犬山市体育館入口前

参加申込：施設見学会参加申込書（様式第11）に、必要事項を記入の上、FAX又は電子メールにより、犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課指定管理者募集担当宛にお送りください。

申込締切：令和2年10月26日（月）午前9時まで

留意事項：・主たる施設や設備の案内を行うため、指定管理者に申請する予定の方は、できる限り参加してください。予め確認したい施設、設備があれば、上記申込書にその場所等を明記しておいてください。

- ・施設等図面（紙媒体）については、閲覧又は複写（施設コピー機を使用。有料10円/枚。モノクロ）が可能ですが、犬山市情報公開条例に基づく所要の手続きを実施いただきます。
- ・施設の現況、過去の利用料金収入や管理運営費の推移等のご説明や質疑にはお答えできません。
- ・参加人数については、1法人につき3人までとします。
- ・当日配布する資料は予定していません。

②募集内容等に係る質問の受付

受付期間：令和2年11月4日(水)正午まで（必着）

質問方法：質疑書（様式第12）に必要な事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課指定管理者募集担当宛にお送りください。

回答方法：受け付けた質疑は令和2年11月9日（月）を目途に、犬山市のホームページにて随時回答を行います。

エ 申請書類の受付

受付期間：令和2年10月14日（水）から12月7日(月)まで（土日及び祝日を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）

受付場所：犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課

受付方法：申請書類一式を、持参により提出してください。

留意事項：申請書類を提出する場合は、複数団体での申請時間の重複を避けるため、指定管理者指定申請書提出予約申込書（様式第13）に必要な事項を記入の上、電子メールにより犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課指定管理者募集担当宛に送り、予め提出日の予約を行ってください。提出日時希望がある場合は、記載することができますが、先着順のためご希望に添えない場合があります。その場合は、希望に近い日時にて指定をさせていただきます。

なお、提出の際に必要な書類の不備が確認された場合は申請書類の受け付けは行いませんので、余裕をもってご予約をお願いします。

確定した申請書類の提出日時は、「指定管理者指定申請書提出予約申込書」記載の電子メールアドレスあてに通知（返信）します。

オ 留意事項

施設見学会参加申込書（様式第11）及び質疑書（様式第12）をFAX又は電子メールにて提出した場合は、必ず「10 問い合わせ先」に電話での受信確認を必ず行ってください。

(3) 業務計画書等の作成

ア 「指定管理者指定申請書総括表（様式第1-1）」の作成について

「指定管理者指定申請書総括表（様式第1-1）」は、「3- (2) 申請手続き等」の「イ 申請書類 ⑦業務計画書」の要点を簡潔に記入してください。

作成においては、フォントはMS明朝、サイズは11ポイントとし、ページレイアウトは変更せずに作成してください。

図、表等を使用しても構いません。

様式第1-1は、申請書類の受付後、同日中に電子ファイルでも提出してください。

イ 業務計画書の作成について

様式Aから様式Mの様式を用い、各事項について指定管理者としての考え方や計画、提案などを記入してください。

図、表等を使用しても構いません。

作成においては、フォントはMS明朝、サイズは11ポイントとし、ページレイアウトは変更せずに作成してください。各様式の指定枚数以内で作成してください。

各様式への関係資料の添付は原則として認めません。添付を予定する場合は、予め犬山市が確認を行い、必要と判断した場合に限り認めます。

ウ 自主事業に関する提案

指定管理者業務以外に、施設の設置目的と市民の施設利用を妨げず、かつ、利用者の便宜向上に資することや施設稼働率の向上などを目的として、施設内において、自らの責任と採算により自主事業を行うことができます。（指定管理者としての義務ではありませんが、自主事業の効果を指定管理者候補者の選定時の評価項目として考慮します。）

施設の利用率向上、利用者サービスの向上等に貢献できる自主事業に関する提案があれば、任意の様式により事業計画を提出してください。

なお、自主事業を行うためには、施設の利用許可又は行政財産の目的外使用許可が必要になるとともに、利用料金又は使用料の支払いが必要になります。

また、自主事業に収益が見込まれる場合は、その一部を充当し、指定管理料の縮減に努めてください。充当については、指定管理者の提案によることとします。

4 審査及び指定管理者候補者の選定に係る事項

(1) 審査及び指定管理者候補者の選定の流れ

犬山市は、犬山市公の施設指定管理者選定審議会(以下「選定審議会」という。)における審査を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行い、最も適切で優秀な団体を優先交渉権者とし、ます。なお、最終的には、犬山市議会の議決を経て、犬山市が指定管理者を指定します。

(2) 審査の方法

「羽黒中央公園指定管理者候補者選定審査基準」(以下「審査基準」という。)参照

5 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

(1) 指定管理者の候補者の選定

犬山市は、選定審議会より答申を受け、指定管理者の候補者を選定します。指定管理者候補者の選定にあたっては、最も適切で優秀な団体を優先交渉権者として両者の間で協議を行います。協議が整った段階で、指定管理者の候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定審議会において次点となった者との間で改めて協議を行うこととします。

指定管理者の候補者の選定結果は、令和3年1月中旬頃を目途に、審査を受けた申請者のすべてに文書により通知するとともに結果は、犬山市のホームページなどで公表します。

公表する内容は、指定管理者の候補者、次点となる候補者、申請者などを予定しています。

(2) 指定管理者の指定

犬山市は、犬山市議会の議決を経て、指定管理者の指定を行います。

また、指定管理者の指定をしたときは、その旨をその候補者に文書で通知するとともに次の方法により公表します。

ア 犬山市内掲示板

イ 羽黒中央公園

ウ 犬山市ホームページ

エ 犬山記者クラブ加盟報道各社

(3) 指定管理者との協定締結

犬山市と指定管理者は、先に実施した協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき協定を締結します。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を定めることとします。なお、その際に収入印紙の貼付が必要な場合には、指定管理者の負担とします。

各協定の内容等は「羽黒中央公園管理運営に関する業務仕様書」参照

6 業務の適正な実施に関する事項

「羽黒中央公園管理運営に関する業務仕様書」参照

7 業務の継続が困難となった場合等の措置について

指定管理者との協定に基づく指定期間中において、指定管理者による業務の継続が困難となった場合等の措置は、次のとおりとします。

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合等

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、指定管理者は速やかにその旨を犬山市に報告するものとします。

この場合、犬山市と指定管理者は、指定管理者業務の継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、指定管理者は犬山市に指定の取消しを申し出ることができるものとします。なお、この場合において、犬山市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

また、次期指定管理者が円滑に支障なく羽黒中央公園の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合等

災害その他の不可抗力等犬山市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、犬山市又は指定管理者は指定の取消しの協議を求めることができるものとします。

なお、指定管理者が指定期間終了又は指定取消しなどにより次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供しなければならないこととします。

8 申請に関する留意事項

(1) 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象または優先交渉権者から除外します。

ア 選定審議会の委員又は申請に関する業務に従事する犬山市職員若しくは関係者に対し、

申請及び選定について不正な接触の事実が認められた場合

イ 申請書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本件の申請資格を満たしていないことが判明した場合又は満たさなくなった場合

- エ 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- オ 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと市が認めた場合
- カ その他不正な行為があったと犬山市が認めた場合

(2) 業務開始前における指定の取消し

指定管理者が業務を開始する前においても次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- イ 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者として行う業務の履行が確実にないと犬山市が認めた場合
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことについて相応しくないと犬山市が認めた場合
- エ (1)の各項目に該当する場合

(3) 申請書類等の取り扱い

ア 著作権

犬山市が提示する設計図書等の著作権は犬山市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権は申請者に帰属します。なお、当該募集において公表する必要がある場合その他犬山市が必要と認めるときは、犬山市は申請者の提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

ウ 記載内容の変更等の禁止

提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。なお、申請期間後の書類の変更は、理由の如何を問わずできません。

エ 返却等

申請書類は審査のため、選定審議会の委員に配付します。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

オ 公表

申請書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

(4) 費用負担

申請に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

(5) 言語、通貨及び単位

申請書類に使用する言語、通貨及び単位は、原則として日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める計量単位としてください。

(6) ネーミングライツ（施設の命名権付与）

令和3年4月1日以降も引き続き、ネーミングライツを導入した場合、犬山市とネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）との契約に基づき、看板やホームページ、広報チラシ等の媒体に愛称を使用することとなります。なお、指定期間内のネーミングライツの変更などにより、新たな経費等が発生する場合（看板や広報チラシの変更等）は、犬山市又はパートナーが負担します。

(7) その他

- ア 複数の申請（共同体の構成員としての申請を含む。）をすることはできません。
- イ 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、審査会開催日の前日までに、指定管理者指定申請辞退届（様式第3）により申し出てください。

9 事業実施状況のモニタリング(監視)等

(1) モニタリング（監視）、評価の実施及び結果の公表

施設が設置目的に沿って適切に管理されるように、羽黒中央公園管理運営に関する業務仕様書に基づき、指定管理者から提出される月例業務報告書、実績報告書、利用者満足度調査結果、利用者からの苦情・意見の内容及び事故・災害報告等により、業務の実施状況をモニタリング（監視）、評価します。なお、モニタリング（監視）、評価は、次の方法により行います。

ア 犬山市が行う評価

犬山市は、モニタリング等に基づき、指定期間中の指定管理者の管理運営状況（利用状況、事業計画の達成状況、収支状況、法令の遵守等）についての事業評価を実施し、その結果を公表します。なお、詳細については協定において定めるものとします。

イ 指定管理者が行う自己評価

指定管理者は、毎事業年度終了後、管理運営業務の自己評価を行い、犬山市に自己評価調書を提出するものとします。

ウ 利用者アンケートの実施

指定管理者は、自己評価を行うにあたり、利用者の満足度をアンケート等で把握し、その結果及び対応状況について犬山市に報告するものとします。

また、利用者からの苦情・意見等については、その概要や対応等について業務日報に記録し、犬山市へ報告していただきます。

(2) 指定の取消し等

ア 指定の取消し事由等

8の(2)に掲げるほか、次のような場合に、犬山市は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者に対して指定の取消し等（取消し、又は期間を定めて指定管理者業務の全部又は一部の停止）の措置を行う場合があります。

- ① 指定管理者が関係法令、条例、基本協定又は年度別協定の規定に違反した場合。
- ② 指定管理者が関係法令、条例、基本協定又は年度別協定の規定に基づく犬山市の指示に従わない、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められた場合。
- ③ 指定管理者の経営状況の悪化又は不可抗力等により、指定管理者業務を継続することが不可能又は著しく困難であると認められる場合。
- ④ 指定管理者が基本協定に基づく犬山市への報告を行わず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げた場合。
- ⑤ 指定管理者が違法行為を行った場合等、指定管理者業務を行わせておくことが社会通念上著しく不相当と判断される場合。
- ⑥ 指定管理者が、申請資格を失った場合。
- ⑦ 指定管理者から7の(1)の申し出があった場合。
- ⑧ 7の(2)の指定の取消しの協議の結果、やむを得ないと判断した場合。
- ⑨ その他、犬山市が指定管理者が業務を継続することが適当でないとした場合。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

指定管理者の責めに帰すべき事由により指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合において、指定管理者に損害が生じても、犬山市はその賠償の責をおいません。また、指定管理者は、必要に応じて犬山市が支払った指定管理料の全部又は一部を返還するとともに当該年度の指定管理料の10分の1に相当する額を違約金のほか、犬山市に生じた損害・損失や増加費用を賠償しなければなりません。その他の場合は、犬山市と指定管理者は協議するものとします。

10 問い合わせ先及び各種書類の提出先

犬山市教育委員会教育部文化スポーツ課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地（犬山市役所本庁舎3階）

電話 0568-44-0352（ダイヤルイン・土日祝を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

FAX 0568-44-0372

メールアドレス：070300@city.inuyama.lg.jp